

**草の根・人間の安全保障無償資金協力
外務省・NGO共同レビュー取りまとめ（２０１１）**

平成 23 年 8 月 22 日
外務省・NGO共同レビューTF

１．はじめに

（１）昨年６月に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終取りまとめ」においては、援助案件の評価結果も含め、「見える化」を徹底するとともに、案件形成、実施、評価、改善というPDCAサイクルにおいて、第三者の関与を得ることで、ODAの説明責任の向上を図ることとした。また、本年１月には上記を着実にフォローアップするため、①PDCAサイクルの抜本的な強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を具体的に実施していくこととした。こうした中、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）においてもPDCAサイクルを導入し、その一環として外部の有識者であるNGOと共同で制度改善に向けたレビューを行うこととし、本年１月より計５回の共同レビューが実施された。

（２）本件「外務省・NGO共同レビュー最終取りまとめ」は、これまでの議論、右を踏まえ既に実施中の施策、今後更に検討が必要な事項について総括したものである。特に、本件共同レビューに先立ち、NGO・外務省定期協議会連携推進委員会での合意に基づき別途の共同レビュー（“NGO主導”共同レビュー）が実施され、本年７月に改善提案が示されているが、同“NGO主導”共同レビューにおいては、被供与団体の立場等から有意義な改善提案が示されている（詳細は別紙及び下記２．（２）のとおり）。本件PDCAサイクルの一環としての“外務省主導”共同レビューは、こうした“NGO主導”共同レビューの改善提案も踏まえ、より具体的な施策に焦点を当てて検討を行ったものである。

（３）NGO側よりは、大橋JANIC（国際協力NGOセンター）理事長、浜野JOICFP調査員、熊岡JVC（日本国際ボランティアセンター）理事、原ODA改革ネットワーク九州共同世話人他が出席、外務省側は国際協力局開発協力総括課長を中心に関係者が参加した。

２．草の根無償の制度改善に向けた検討

（１）レビューでの議論の結果既にとった改善措置

（ア）フォローアップ費の導入

過去に十分に裨益効果が発現していない案件リストについて、原因の類型化を行った。様々な原因がある中で、特に割合が高かった（全体の約１７％）資材等の高騰・為替変動等の外部要因に起因する問題については、今年度よりフォローアップ費を導入することとした。

（イ）モニタリング段階での外部監査法人の活用

案件形成段階のみならず、案件実施中のモニタリング・実施後のフォローアップ体制の強化が指摘され、現在の体制のみでは十分なモニタリングが出来ない場合には、外部監査法人による随時のサイト訪問、報告書の提出等を実施できることとした。

（ウ）ソフト案件及びソフト・コンポーネントの組み合わせ

各種ニーズに柔軟に対応するため、ソフト案件の形成を恣にする。また、供与限度額は引き続き原則１，０００万円以下とするが、施設案件においてその維持・管理に資するソフト・コンポーネントが必要な場合には、結果的に１，０００万円を超過する案件の形成も可とする。

（２）“ＮＧＯ主導”共同レビューによる改善提案を受けての改善措置（案）

草の根無償に関しては、本件ＰＤＣＡサイクルの一環としての共同レビューとは別途、“ＮＧＯ主導”による共同レビューの実施が立ち上げられ、７月４日に最終的な提言「草の根無償に関するＮＧＯによるレビューによる改善提案」が提出された（本文別添）。同レビューの提案を受けての改善措置（案）は以下のとおり。

（ア）バングラデシュ及びカンボジアにおける現地レビューに基づく改善提案

①年間スケジュールの設定（年２回の締切り設定）

→例えば、７月末と１２月末の年２回の締切りの導入を検討（ただし、公館毎の事情にも配慮する必要有り）

②提出書類の合理化（公館への申請時の三者見積もり等の簡素化等）

→既に本年度から三者見積もりについては公館への申請時には省略を可とする措置を実施済み。

③一層の情報開示（公館ＨＰ等による草の根無償に関する情報の一層の提供）

→現在公館毎にＨＰによる掲載情報量が異なるところ、今後最低限必要な情報開示事項を検討する。また、申請団体に対し、書類の受理、案件採択の有無、審査の状況等について通知することを検討する。

④草の根のニーズ優先（現地の有力者からの推薦案件であっても十分な草の根ニーズの精査を徹底）

→これまでも十分な開発ニーズがあることを前提に案件は形成されているが、

一層の精査を行う。

⑤使途の柔軟化（ソフト案件、ハード案件へのソフト・コンポーネント導入の
懲憑）等

→これまでも制度上認められてきたものの、ソフト部分についてはモニタリ
ングが困難であることから案件数は少なかったのが現状。今後モニタリング体
制が整っている公館を中心にソフト案件の形成を懲憑する。また、ハード案件
（施設建設等）にソフト・コンポーネントを組み合わせることにより、維持・
管理体制に資すると認められる場合には、結果として原則供与限度額 1, 0 0
0 万円を超えても積極的に財政当局に働きかけることとする。

（イ）草の根無償に関するマクロ的な数量データの統計的分析からの改善提案
供与限度額（原則 1, 0 0 0 万円以下）、地域・国別配分の見直し

→供与限度額に関しては P P P（購買力平価）等の客観的データを精査し、
見直しを検討する。また、地域・国別配分に関しても、「草の根・人間の安全保
障無償資金協力」の趣旨に基づいた運用を目指す。

（ウ）草の根外部委嘱員の待遇・環境改善

→現在 2 年までとしている草の根外部委嘱員の任期の延長（3 年）を検討す
る。また、業務上必要な経費の大部分は既に制度上担保されているものの、公
館により運用が異なる場面もあるため、各種手続きを一層周知し、円滑な制度
運用を図る。

（エ）プログラム・アプローチの一環としての J I C A による草の根無償の段
階的实施の検討

→J I C A とも協議の上、今後の可能性について前向きに検討する。

（3）上記 2.（2）以外の改善措置（案）

上記（2）の“NGO 主導”共同レビューでの提案事項の他、今後実行また
は検討する主な事項は以下のとおり。

（ア）「見える化」への対処

草の根無償にも「見える化」の導入は急務である。他方、事業数が年間 1,
0 0 0 件以上に上り、また全ての公館が H P を有しているわけではない。その
ため、いくつかの公館からパイロット的に始め、J I C A「見える化」ホーム
ページとリンクを貼ることを検討する。

（イ）本邦 NGO によるフォローアップ事業

日本の NGO に対し、現地での個別案件のフォローアップを委託し、維持管
理・運営状況について調査することを検討する（草の根外部委嘱員制度の活用
を想定）。原則として日本の NGO による活動実績・ノウハウのある国（ただし、
同国内で現に活動を行っている NGO にかかるフォローアップを委託すること

については慎重に扱う）を対象とする。当面は２～３カ国をパイロット国とすることを検討する。

（ウ）ピア・レビューの導入

既存のＮＧＯプラットフォームがあり、日本のＮＧＯが複数展開している国を摘出し、パイロット国として試験的にピア・レビューを導入する（１～２カ国を想定）。

（エ）審査プロセスの迅速化・透明化

在外公館、本省双方における審査プロセスの迅速化・透明化を図る（上記２．（２）（ア）①のとおり）。年２回程度の締切りを設けることで予見性を確保するとともに、１回目の締切り時のりん請率の高い公館には年間上限数の増を検討するとのインセンティブを組み合わせることで、りん請時期の平準化、審査プロセスの迅速化を図る。また、本省においては書類がどこにあるのか、常に把握できるよう可視的なシステムの構築を検討する。

３．今後の取り組み方

本件共同レビューは、冒頭にて言及したとおり、ＰＤＣＡサイクルの一環として位置づけており、今次取りまとめを以て一定の区切りとするが、今後も当該年度の草の根無償案件を精査し、次年度の制度設計に繋げるプロセスとして、原則として毎年実施することとする。

（了）